

公益社団法人 日本看護家政紹介事業協会  
事務局 長 殿

一般社団法人 労災サポートセンター  
事務局 長



### 労災ホームヘルプサービス事業へのご協力をお願い

日頃より、弊財団が厚生労働省の委託を受けて運営しております労災ホームヘルプサービス事業（以下「労災ホームヘルプ事業」という。）につきましては、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

労災ホームヘルプ事業では、事業利用者のニーズに応じて、専門的サービス（サービスA）、一般的サービス（サービスB）及び家事援助サービス（サービスC）に区分して、労災ホームヘルパーが、在宅の労災重度被災労働者に対して介護や家事の支援を行っておりますが、労災ホームヘルパーとして登録するためには、当財団が実施いたします実技研修を含めた5日間の研修（労災ホームヘルパー（A）養成研修）の受講が必要となっています。

今般、より利用者の利便性を向上させるため、サービスB及びサービスCの支援をする労災ホームヘルパーについては、研修を簡素化し、サービスBについては5時間、サービスCについては3時間の動画教材を視聴（※1）いただくことにより労災ホームヘルパーのBまたはCとして登録いただくことを可能といたしました。

このため、これまで、貴協会会員紹介所に既に労災ホームヘルパーとして登録されている方の紹介をお願いしてきたところですが、今後は、労災ホームヘルパーとして登録されていないヘルパー（受講資格を満たしている方に限ります（※2））をご紹介いただければ、簡易な研修のみでサービスBまたはサービスCを提供いただく労災ホームヘルパーとして登録いただくことが可能となったところです。（詳細については、別添「労災ホームヘルプサービス事業における紹介要件の緩和等について」をご参照ください。）

つきましては、貴協会会員紹介所の皆様に、上記の新たな取組みについて周知いただき、当財団からヘルパー等の派遣要請があった場合に、できるだけ紹介いただきますようお願い申し上げます。

- ※1 研修内容：① B専任の労災ホームヘルパー（サービスB及びCの提供）  
「労災保険制度」（3時間）及び「労災特有の障害を持つ者の心理」（2時間）  
② C専任の労災ホームヘルパー（サービスCのみの提供）  
「労災保険制度」（3時間）

- ※2 受講資格：① 看護師、保健師等の資格を有する者  
② 厚生労働省の定めによる介護職員初任者研修課程以上修了者

## 1 労災ホームヘルプサービス事業について

労働災害により身体に重い障害が残り、日常生活に支障がある方に、労働災害特有の障害（せき髄損傷やじん肺など）について専門知識を備えた労災ホームヘルパーを紹介し、家族に代わって介護や家事のお手伝いをする事業を行っています。

労災ホームヘルパーとして業務に従事いただくためには、一定の資格を有した方（※）に**当財団が実施する「労災ホームヘルパー(A)養成研修」（実技研修等を含め5日間宿泊して受講が必要）を受講**いただき、労災ホームヘルパーとして当財団が管理する労災ホームヘルパー登録者台帳に登録した者を当事業利用希望者に紹介することとしております。

そのため、当財団から利用希望者への紹介に先立ち、貴協会の会員紹介所に所属する方を当財団にご紹介いただくに当たっては、労災ホームヘルパーとして事前に登録いただいている方の中からご紹介いただいております。（別紙「1 現行のスキーム」の図参照。）

## 2 サービスB及びCを実施する労災ホームヘルパーの紹介要件の緩和について

今般、専門的サービス（サービスA）を除き（※1）、一般的サービス（サービスB：食事、入浴介助等）及び家事援助サービス（サービスC：掃除、調理等）を実施する者については、一定の資格を有した方（※2）であれば、**3時間～5時間の動画教材の視聴**により、B・C専任の労災ホームヘルパーとして登録いただくことが可能となりました。

これにより、労災ホームヘルパーとして登録していない方もB・C専任の労災ホームヘルパー候補者としてご紹介いただけることとなりました。

## 3 新設するスキームについて（貴協会にご協力いただきたいこと）

上記2のとおり紹介要件が緩和されたことから、サービスB又はCの利用希望があった場合に、サービス提供が可能な介護ヘルパー等（B・C専任の労災ホームヘルパー候補者）の紹介を、当財団から、直接貴協会会員紹介所に依頼させていただきたいと考えております（別紙「2 新設するスキーム」の図参照。）。

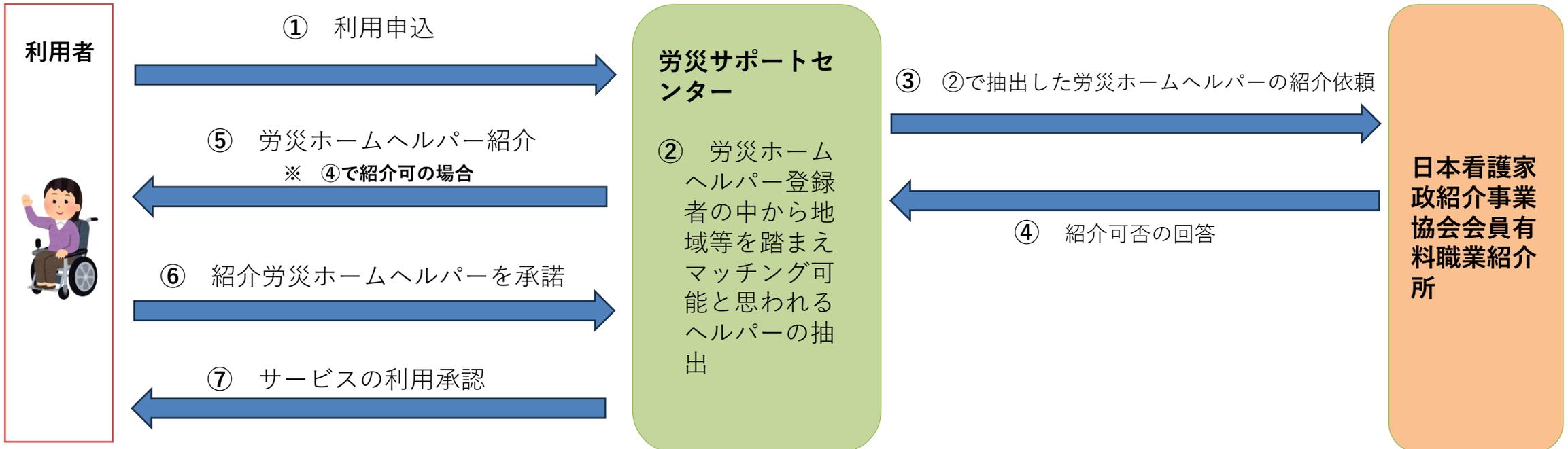
※1：サービスAの提供については、これまでどおり労災ホームヘルパー(A)養成研修の受講が必要となります。

※2：一定の資格を有する方は次のいずれか

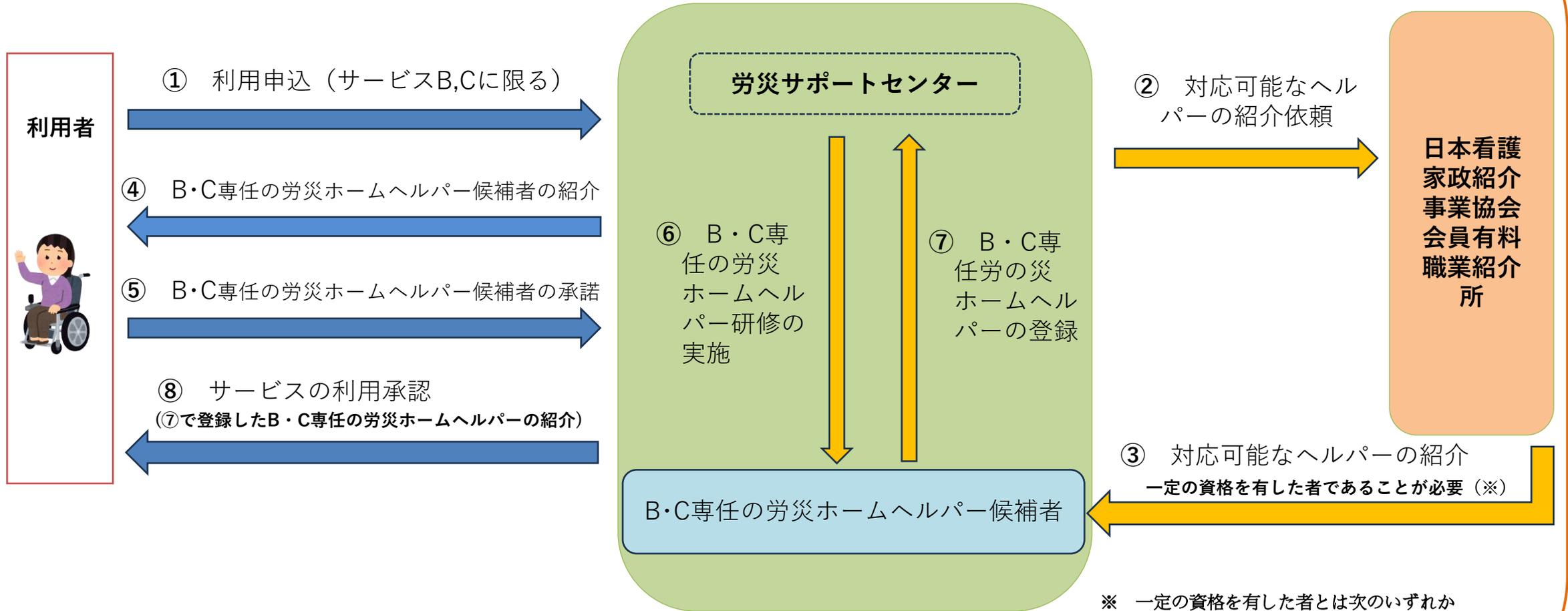
- i) 看護師、保健師又は介護福祉士の資格を有する者
- ii) 厚生労働省の定めによる介護職員初任者研修課程以上修了者

別紙

1 現行のスキーム



2 新設するスキーム（日本看護家政紹介事業協会会員職業紹介所様からのB・C専任の労災ホームヘルパー候補者の紹介）



※ 一定の資格を有した者とは次のいずれか  
i) 看護師、保健師又は介護福祉士の資格を有する者  
ii) 介護職員初任者研修課程以上修了者